

戦国期における伊勢神宮外宮門前町山田の形成

——上之郷を事例として——

船 杉 力 修

- I. はじめに
- II. 町割・屋敷地割の存在形態
 - (1) 前屋敷の存在
 - (2) 中嶋町における町割
- III. 都市住人の社会構造
 - (1) 家付帳にみる住人構成
 - (2) 住人の「家格」
- IV. 北家の上之郷への進出
 - (1) 山田への移住
 - (2) 分家の輩出過程
- V. おわりに

I. はじめに

本稿は、中世都市を代表する門前町のうち、伊勢神宮外宮の門前町山田を取り上げ、その形態的特徴とその形態の形成過程の検討により、御師町の形成を解明することを目的とする。

従来中世都市の研究においては、京都・奈良とともに、門前町には多くの関心が払われてきた。これは、寺社が中世社会の代表的な一権門であったこともさることながら、門前に寺社権門の支配から独立した自治組織が形成されたことによる。すなわち、中世後期には門前町が自治都市の典型であったことが指摘されてきた。その結果、自治組織の構成原理や自治組織の構成員の性格などが研究対象とされることが多かった¹⁾。

その一方で、自治都市論の衰退とともに、

最近では文献史・建築史などにより、都市空間論・景観論が中世都市論の重要なテーマの一つとなってきた。これは、考古学の発掘成果を活用したり、歴史地理学的手法によって都市景観の復原を行なおうとするものである²⁾。伊藤裕久は、富士浅間神社の門前町上吉田を事例に、屋敷図・検地帳の検討によって、上吉田の形態的特徴として、計画的な短冊状の地割をなす町場、前屋敷を伴った御師屋敷の存在があり、その形態は町が移転した元龜3年(1572)にまで遡ることを明らかにしているが³⁾、戦国末期の都市空間像を提示した点が注目される。

しかしながら、かつて原田伴彦が「中世都市の形態に関しては、信憑するに足る古図が殆ど無い(略)から、町の形態を具体的に復原して之を考察することが頗る困難と謂わねばならぬ」⁴⁾と指摘したように、中世都市の形態はいまだに未解明の状況にあるといえる。すなわち、現在多くのフィールドで町割が詳細に復原されているものの、町割を構成する住人の出自・職業・身分といった属性に関しては不明な点が多い。こうした主体への着目により、自治都市論と都市空間論とを融合した研究が可能になると考える。

地理学においても、歴史地理学、宗教地理学の主要な研究テーマとして、門前町が早くから研究対象とされてきたが、なかでも代表的な研究は藤本利治による山田を対象とした一連の研究が挙げられる。藤本は門前町の諸

機能に注目し、山田は中世には神宮領からの貢納物に依存する市場町であったが、近世には参詣客を迎える門前町へ移行したと指摘している⁵⁾。山田の都市機能が変容した時期は、伊勢神宮への参詣が全国展開をみせる中世から近世への移行期であることは言うまでもないが⁶⁾、山田、ひいては山田の住人にとって、貢納物依存の都市から参詣者依存の都市へと変容したことは、大きな画期であったことは間違いない。

さらに、藤本は山岳信仰の御師集落のような御師が集住する集落を「御師町」と規定している一方で、山田では御師が各町に分散していたこと、御師による宗教活動以外の集落機能が存在したことから、「御師町」を形成していないとする⁷⁾。しかしながら、山田の自治組織三方の構成員がいずれも御師であったことから、神官や商人ではなく、御師を中核とした町が形成されたこと、他の機能が存在していたとしても、御師による^{どうし}道者を迎える活動が町の主要な機能であったことは言うまでもない。従来の研究では、自治組織に関心が集まるあまり、町を構成する主体である御師の出自や活動といった具体像がほとんど検討されてこなかった⁸⁾。したがって、荘園などの経済基盤を失った後の門前町の性格を検討するにあたっては、御師が町を形成していく過程を明らかにすること、すなわち、山田においても、「御師町」の形成を検討することが何よりも重要な課題であるといえる。こうした個別事象の検討を通して、中世門前町の特徴、さらには、中・近世移行期における都市の形成過程をより明確に析出することができる。

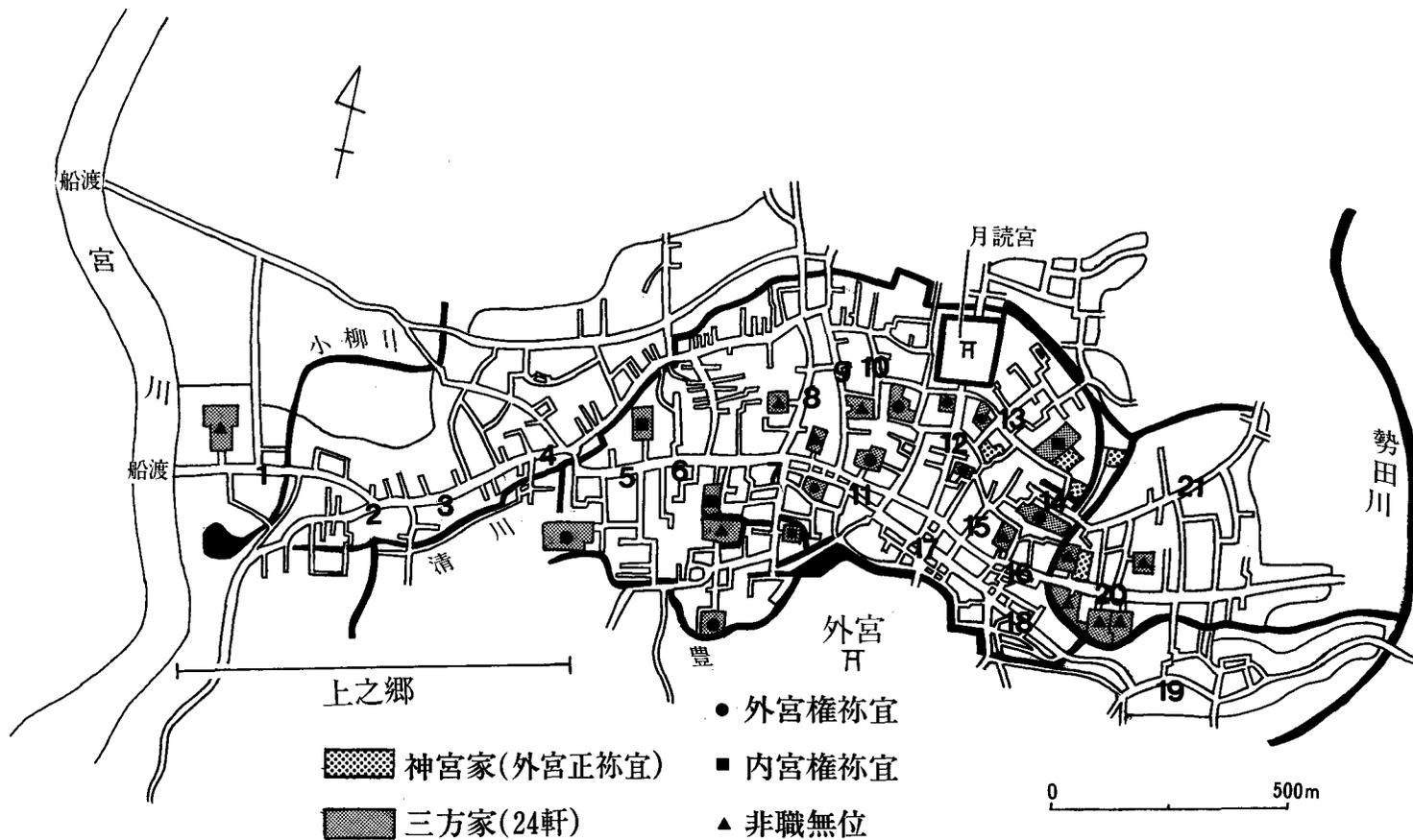
山田に関しては歴史学、地理学において多くの研究蓄積があるものの、こうした観点に立ったとき、注目される研究は西山克の成果である。西山は、宗教都市「山田」が15世紀末期～16世紀初期に①都市境域の自覚的な確定、②産土社祭祀圏の分立、③「三方」の体制的確立、④御師―道者関係の形成によって

体制的に確立したと指摘している⁹⁾。西山の研究は、明治期の御師制度の廃止により散逸した御師文書の全体像を復原したこと、地理学的な視点で山田の「公界」を復原したこと、道者売券を用いて御師と道者との関係を御師側から考察したという点で、従来の研究に対して多大な新知見をもたらした。本稿では、西山の成果を援用しつつ、御師として活動した都市地下人の性格、すなわち、惣庶併列的な同族結合（同名中）を維持し、惣庶それぞれに商工業者を含んだ「内衆」を従属させている構造を、景観の上で改めて確認し、その性格を検討することとしたい。

以下、本稿では地籍図の他に近世絵図や戦国期¹⁰⁾の屋敷売券を用いて、山田が「御師町」として完成する16世紀を対象に、その形態的特徴をまず提示することとしたい（第二章）。次に、形態と住人構成との関係について検討し（第三章）、町の構成員のなかで中心的存在であった御師の由緒や活動を通して町の形成過程について具体的に検討する（第四章）。

本稿では、事例として、山田のなかでも西端に位置する上之郷を取り上げることとする（図1）。山田は近世には十二郷からなり、郷の下に町が存在した。上之郷は浦口・二俣・辻久留の各町から構成され、その範囲は産土社である上社の氏子圏であった（図2）。上之郷に隣接し、宮川の自然堤防に位置する中嶋は、元々は上之郷とは別の郷であったが、戦国期には集落として一体化したとみられ¹¹⁾、近世には上之郷に入り、浦口・二俣・辻久留の3町を特に上三郷と称するようになった。そこで、本稿では中嶋を上之郷に含めて考察することとする。

山田のなかで、上之郷を事例として取り上げたのは以下の理由による。一つは、上之郷が戦国期に新たに「御師町」として形成された地区であることによる¹²⁾。山田が「御師町」として完成したのがこの時期でもあったと考えられている。したがって、山田の「御師町」



- 1: 中嶋 2: 辻久留 3: 二俣 4: 浦口 5: 上中之郷 6: 下中之郷 7: 八日市場
 8: 曾祢 9: 大世古 10: 一之木 11: 一志久保 12: 宮後 13: 西河原 14: 田中
 15: 中世古 16: 下馬所 17: 館 18: 前野 19: 岡本 20: 岩淵 21: 吹上

注) 番号は、山田の町を示す。

図1 近世初期における山田 (『山田惣絵図』より作成)

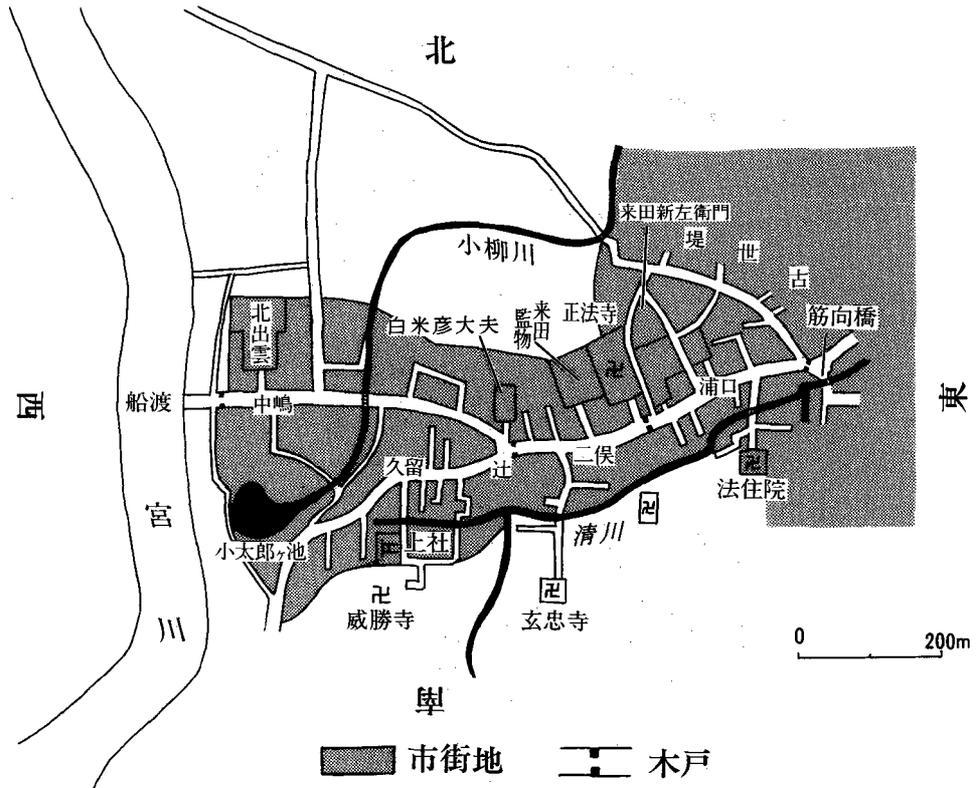


図2 近世初期における上之郷（『山田惣絵図』より作成）

としての特徴を反映して形成された地区であると考えられる。また、明治期の御師制度廃止により、御師所蔵文書が散逸するなかで、上之郷で山田三方を構成する三方家や年寄家であった御師北家¹³⁾の文書(京都大学文学部博物館所蔵来田文書)を始め、戦国期の住人構成を示す史料や16世紀末期の絵図などの史料が比較的まとまって残っていることが挙げられる。こうした史料によって、本稿の課題である都市景観の復原を始め、都市の住人構成や御師の出自、活動について検討することができる。

II. 町割・屋敷地割の存在形態

(1) 前屋敷の存在

現在のところ、明治期の地籍図作成以前においては、山田全体の町割¹⁴⁾を克明に表した町絵図は見つかっていない。管見のところ残存

する町絵図のほとんどは近世のもので、町割は記載されず、街路と主要な御師・寺社名が記載されるというもので、基本的な構図は似ている¹⁵⁾。こうした近世の町絵図のなかでも、作成年代が古く、記載の細かい町絵図は『山田惣絵図』である。『山田惣絵図』は寛文2(1662)～3年の景観を描いたものと推定され¹⁶⁾、寛文10年(1670)の大火に伴う大規模な都市改造以前の景観が描かれている。この絵図によって、近世初期における山田の景観をおおよそ推察することができる(図1参照)。

この絵図の特徴は、三方家で御師でもあった三方家24家や主要な年寄家の屋敷の所在地が記載されていることである。しかも、こうした有力者の家の屋敷地割が記載されている。この区画を詳細にみると、屋敷は大道(参宮街道)には直接面さず、大道に垂直な道の奥に屋敷があるという区画であった。こうした

区画は山田全体でみられるが、上之郷においては少なくとも北出雲・白米彦大夫・来田監物・来田新左衛門の屋敷に確認できる（図2参照）。

続いて、御師の屋敷地割を詳細に検討するために、明治期の地籍図をみることにする。山田では明治初期に御師制度が廃止されたことにより、多くの御師の家が退転した。その結果、広大な御師の屋敷は売り払われ、その多くは役所・学校地・工場用地として転用された。こうしたなかで、浦口の来田新左衛門家は、第二次世界大戦後の都市改造により、一部区画変更がみられるものの、今でもかつての屋敷地に居住する、山田の中でも数少ない家の一つである。来田新左衛門家は浦口町の年寄をつとめた家で、安永4年（1775）には22,500軒の檀那を有した御師であった¹⁷⁾。図3は浦口の地籍図の一部で、来田新左衛門の屋敷地の周辺を示したものである。大道の北側にある広大な屋敷が来田家で、面積は1,800

坪ほどであった。一方、屋敷の前には30～50坪ほどの屋敷が存在した。つまり、御師屋敷の前には前屋敷が存在していたことが確認できる。

それでは、前屋敷を伴った屋敷の景観はいつ頃まで遡ることができるのか。天文7年（1538）の堤長松盛辰屋敷売券（来田文書251号、以下来田251と略す）には、次のような記載がある。

〔史料1〕 堤長松盛辰屋敷売券

永代売渡申屋敷之事

合六貫文也、在所者浦口北輪、面西東三間、奥江十間壱尺、東北北監物殿サイメ限、同北もサイメ限、西ハふきや屋敷限、

合坪数卅つほ中

右屋敷者雖代々知行候、依有急用直銭六貫文ニ北監物丞殿江永代売渡申処実正明白也、相添本文書と可進候へ共、先年之火事ニ取失候間、此一筆可為本文書候、自然徳政行候共、於此屋敷之儀者多氣ニて料足取沙汰仕候間、少も違乱有間敷候、為後日証文如件、

堤長松

天文七年戊戌三月吉日 盛辰（花押）

北監物丞殿旨 使円作

天文7年に堤長松盛辰が北監物丞に売却した地所は「浦口北輪」、すなわち大道に面した北側の屋敷であるとみられ、その面積はわずか30坪余であった。四至の記載をみると、西側は「ふきや屋敷」であるが、東と北が北監物の「サイメ」となっている。「サイメ」とは境界を指すものとみられ、東と北の四至は北監物の区画であったと考えられる（図4）。売買された屋敷の面積は、明治期の地籍図にみられる来田新左衛門家の前に位置する屋敷の面積30～50坪とおおむね一致する。したがって、売買された屋敷も前屋敷であったとみてよいと考える。つまり、上之郷において、16世紀中期に前屋敷を伴った屋敷がすでに展開

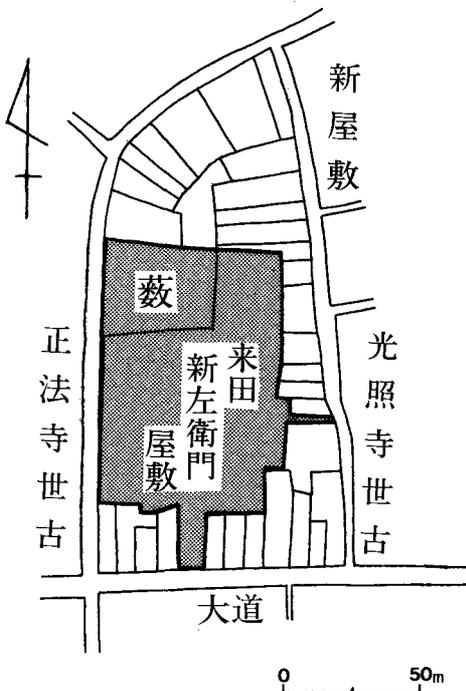


図3 明治中期における来田新左衛門家周辺の地割
（伊勢市役所蔵地籍図より作成）

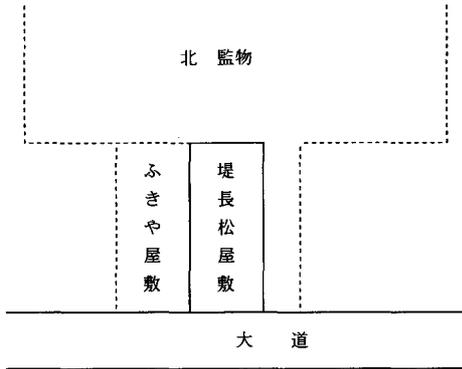
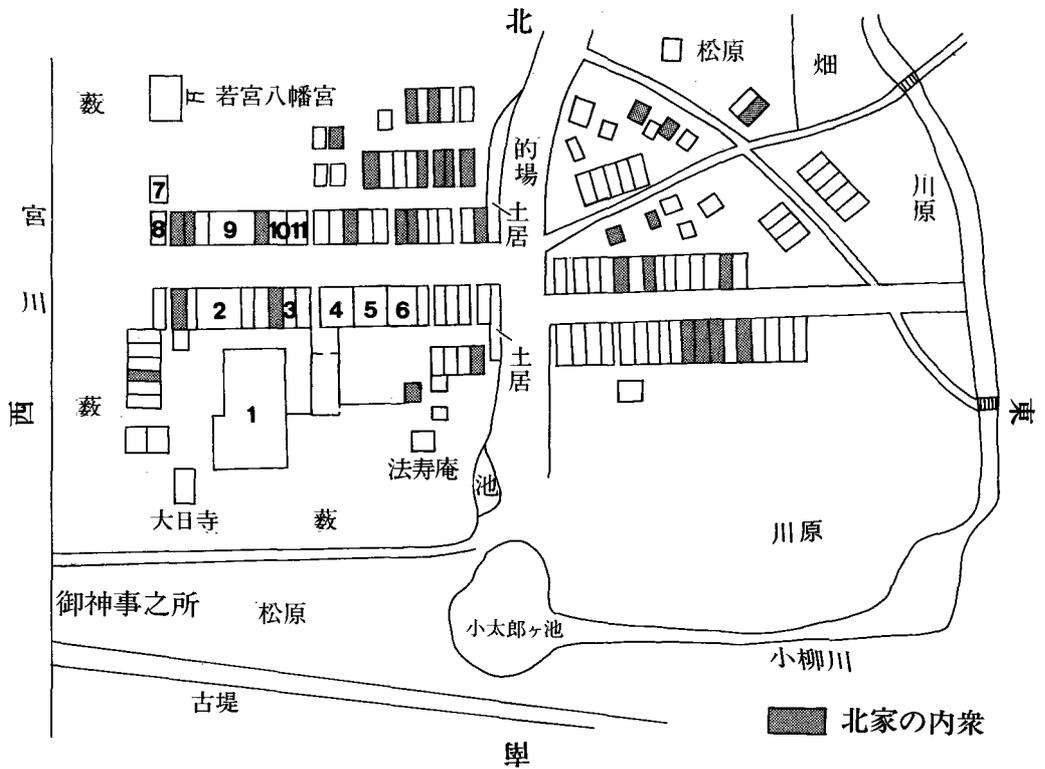


図4 天文7年(1538)堤長松屋敷売券の屋敷の在所

していたとみることができる。

戦国期の屋敷売券は主として山田の西部に集中しているものの、図4にみられるような前屋敷を想定できる屋敷売券が、永禄9年(1566)に八日市場で¹⁸⁾、文禄5年(1596)に宮後で¹⁹⁾みられることから、こうした景観が、16世紀後期には山田の西部の上之郷だけでなく、中心部にも存在していたことが指摘できる。

(2) 中嶋町における町割



北家の「同名中」

- | | | |
|---------|---------|--------|
| 1：北孫右衛門 | 5：北弥藤治 | 9：北民部 |
| 2：北外記助 | 6：北左大夫 | 10：北内蔵 |
| 3：北茂助 | 7：北助兵衛 | 11：北宗助 |
| 4：北孫大夫 | 8：北弥左衛門 | |

図5 16世紀末期における中嶋の景観(神宮文庫所蔵『中嶋之図』より作成)

注) もとにした絵図の距離関係が正確でなかったため、縮尺を示すことができなかった。

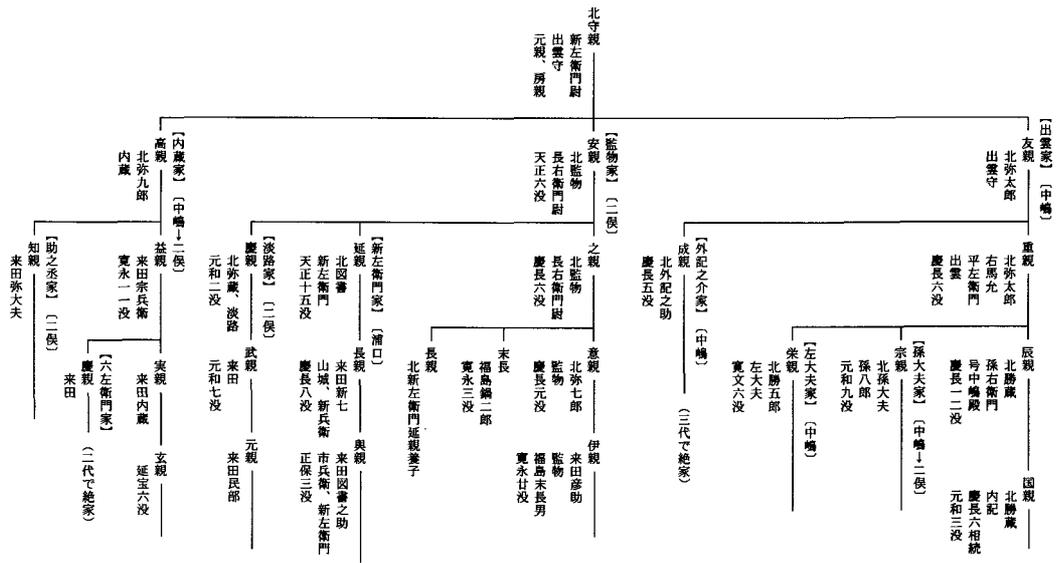


図6 北家系図 (神宮文庫所蔵『掃守氏北家系図』より作成)

次に、『中嶋之図』²⁰⁾を手がかりに、山田西端に位置する中嶋町を事例に、戦国期における町割を复原することとする(図5)。この絵図は奥書によれば、中嶋に住む三方家の喜多出雲所蔵の絵図を、天保15年(1844)に分家喜多孫大夫秀親が筆写、さらに、喜多秀親が筆写した図を嘉永6年(1853)に御巫清直が筆写したものである。筆写当時喜多秀親は、絵図の記載内容から、この絵図の作成年代を天正13年(1585)から慶長5年(1600)の間と想定している²¹⁾。

まず絵図の記載のなかで注目されるのは、北家の本家出雲家の屋敷がかなり大きく描かれていることである。絵図には「北孫右衛門」とあり、これは北出雲辰親であった(図6)。出雲家の屋敷の前には、前屋敷が形成されていた。前屋敷には、北外記之助・孫大夫・左大夫など北家の「同名中」(同族結合)が居住し、周辺の屋敷より大きな区画を有していた。外記之助は辰親の父重親の弟成親、孫大夫は辰親の弟宗親、左大夫は辰親の弟栄親で、いずれも16世紀後期の出雲家からの分家であった。一方、出雲家の屋敷の向かい側にも「同名中」の屋敷が存在した。民部は北監物家の

屋敷、内蔵は監物の弟高親、宗兵衛は高親の子益親であるとみられ、出雲家から16世紀中期に分家した家であった。特に民部は出雲家の最初の分家にあたり、屋敷の区画も大きく描かれているが、この絵図が作成された時期には民部の屋敷は闕所となっていた。『中嶋軍記』によれば、出雲と監物が「杉原」の件で相論したとある²²⁾。16世紀末期には同族が分裂を始めていることが読み取れる。このように、中嶋町では北家の「同名中」が本家出雲家を中心に形成されていたことが空間的にも確認できる。実際、一族の名前には全て「親」が付けられていた(図6参照)。彼らが他の屋敷に比べ広大な敷地を有しているのは、彼らが御師であったためであると考えられる。先述した浦口の御師来田新左衛門家の屋敷図面をみると、道者(檀那)を宿泊させる空間が多く設けられていたことが分かる(図7)。

北家一族の屋敷に対して、他の屋敷の区画はほぼ均等であった。こうした区画の屋敷のなかでも注目されるのは、「外記内弥七郎」といった「内」の記載が町に散在してみられることである。これは御師に付属した「内衆」とみられる。「内衆」をもつのは、内蔵・外記

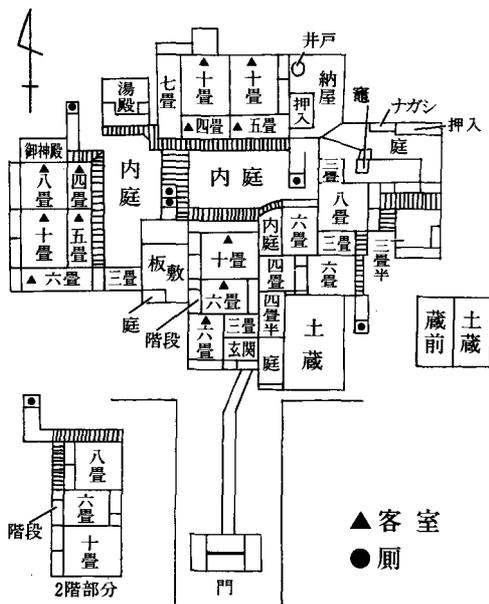


図7 来田新左衛門家の屋敷図面
(来田尚親氏所蔵図面より作成)

之助・孫大夫・左大夫・弥蔵といった北家の分家であった²³⁾。また、「内衆」の他に無姓の者が多く居住していた。彼らの性格については、来田文書の田畠売券のなかに、山田の商人とともに、彼らの名前が売却者として散見されること²⁴⁾や、有力な御師の家には、同名・寺庵・被官・家来とともに、百姓が付属していたこと²⁵⁾から、百姓も含まれていたと考えられる。

本家出雲家の屋敷地内には大日寺と呼ばれる寺院があった。『掃守氏北家系図』には、北外記之助成親の子に大日寺とある²⁶⁾。すなわち、御師の子息が寺僧となったことが読み取れる。御師の子息が寺僧となる事例は、三方家の榎倉家でも確認されること²⁷⁾からも、こうした寺院は御師に付属した寺庵であった可能性がある。

こうした前屋敷・向屋敷における同名中、「内衆」の存在によって、単に前屋敷・向屋敷は、本家の住む本屋敷²⁸⁾の前や向かい側にあるという位置的なことを示すだけでなく、本屋敷との関係を前提としたものであったこと

が想定される。さらに、来田文書の売券によれば、本家出雲家は永正13年(1516)に「中しま北殿」とあり中嶋在住が確認できること、分家監物家の初見は天文6年(1537)に「中嶋北弥七郎」と確認できることから²⁹⁾、前屋敷・向屋敷の形成は、本屋敷からの分筆であった可能性がある。

III. 都市住人の社会構造

(1) 家付帳にみる住人構成

『上之郷人付帳』によれば、16世紀後期における中嶋を除く上之郷の住人構成をみるることができる³⁰⁾。『上之郷人付帳』は2つの史料から構成されている。一つは「上之郷之内二俣人付帳」(以下Aと記す)と題する史料で、奥書に「天正十九年卯七月五日」,「天正廿年たつ五月十二日ニ写」とあり、原史料の成立は天正19年(1591)とされている。実際、この記録に記載のある人名には、16世紀末期の来田文書の売券に記載のみられる人名が存在することから、天正19年の成立はおおむね妥当であると考えられる。もう一つは「山田 上郷日記 家付帳」(以下Bと記す)と題する史料で、これには、二俣・辻・久留・浦口の家が記載されている。Bの成立時期については、A・Bともに記載がある二俣の記載を比較すると、Aに「是ハ浦口に行」という注記がある甚蔵は、Bでは実際二俣ではなく浦口に記載があること、Bでも、16世紀末期の来田文書の売券に記載のある人名が存在することから、天正19年以降で、16世紀末期の史料であると推定される³¹⁾。

まずAをみると、二俣の住人は①北監物とその一族、②有姓者及び屋号所有者、③無姓者、④中間衆、⑤寡婦、⑥寺院という構成となっていた(表1)。このなかでも注目されるのは、①北監物とその一族と、②有姓者及び屋号所有者である。北長右衛門は北監物之親、北弥七郎は之親の子意親、北弥蔵は之親の弟淡路慶親であった。Bの浦口分には、之親の

表1 天正19年(1591)における二俣の住人構成

種類	構成	軒数
北家	北長右衛門, 北弥七郎, 北弥藏	3
有姓者	羽根彦兵衛, 羽根二郎左衛門, 羽根彦八, 羽根彦二郎	4
屋号所有者	千貫屋二郎兵衛, 千貫屋孫三郎, 千貫屋孫十郎, 舛米屋益衛門, 同隠居益兵衛, 舛屋与三衛門, 嶋屋十郎衛門	
無姓者	—	
中間衆	—	41
寡婦	—	19
寺院	法藏庵(羽根孫七郎寺), 菊藏庵, 西連院(五郎兵衛寺), 慶生庵(千貫屋寺), 里松庵, 浄徳院(舛米屋与三衛門寺), 常喜庵(北弥七郎寺), 正法寺, 同寮舎藏運, 同洞藏主	10
比丘尼	開藏庵, 周真, 女福, 慶祐	4

神宮文庫所蔵「天正十九年上郷人付帳」より作成

弟北新左衛門が記載されていることから、この時期北監物家系統は上之郷に4軒存在したことが分かる(図6参照)。

有姓者及び屋号所有者には、羽根、千貫屋、舛米屋、嶋屋がみられる。羽根家は久具村(現、度会郡度会町下久具)の枝郷羽根の出身と伝え、白米を売買していたことから白米が家号となったとし、千貫屋は元々曆屋であったが、近世中期に御師となり家号を千萱に改めたとしている³²⁾。天文7年(1538)の某屋敷売券(来田285)に二俣且過世古の屋敷の四至に「白米屋屋敷」と記載があること、白米家に天文22年(1553)の「相模・讃岐御旦那古帳」と題した「道者日記」があること³³⁾から、羽根姓は16世紀中期には白米屋と称して二俣で御師として活動していた。天正17年(1589)には、麴8升を外宮に献上するのに際し、白米屋二郎衛門が取次を行なっていることから、商人としての側面も有していたことが推察される³⁴⁾。また、北家や有姓者の階層は寺庵を持っていた(表1参照)。このことから有姓者は無姓者とは異なり、都市内の有力者であったことが窺える。

一方、無姓者には北監物家に伺候する人な

どが含まれていた。中間衆は全て無姓者であるが、餅屋といった商人層も含まれていた。

次に、町の有力者の性格を明らかにするために、二俣以外の有姓者の性格をみることにする(表2)。辻の羽根姓は二俣の羽根姓と同族であるとみられ、近世には辻の白米彦大夫が前屋敷を伴った屋敷地割を有し、辻久留の年寄役をつとめることから、辻の方が本家にあたったと考えられる。文禄3年(1594)に上之郷で御師であったのは、羽根姓と北姓だけであった³⁵⁾。

天文6年(1537)には上地左馬助貞広が牛頭社頭田に畠地を寄進している³⁶⁾。牛頭社は上之郷の産土社上社の古称であることから、16世紀中期には牛頭社に頭組織が存在し、上地姓がそれに携わっていたことが想定される。上地姓はかつて山田三方24軒の一つで、久留の威勝寺を建立したと伝えている³⁷⁾。実際、久留の上地左平次は、家来である殿原を2軒もつ有力者であった。しかしながら、上地姓は16世紀後期には田畠を北監物家に売却し、近世史料にはほとんど記載がみられない。16世紀後期における北監物家への屋敷・田畠の売却者は、羽根姓を除いた有姓者及び無姓者で

表2 16世紀末期における上三郷の有姓者・屋号所有者

町名	人 名
二俣	①北弥七郎, 北弥蔵 ②羽根彦兵衛, 羽根二郎左衛門尉, 羽根彦八, 羽根彦二郎 千貫屋次郎兵衛, 千貫屋孫三郎, 千貫孫十郎 舛米屋益衛門尉, 舛屋(舛米屋カ)与三衛門 嶋屋十郎衛門尉, 嶋屋喜三郎, 嶋屋半七郎
辻	①なし ②羽根彦七郎, 羽根弥左衛門尉, 羽根弥四郎, 羽根弥九郎, 羽根弥兵衛
久留	①なし ②上地左平次
浦口	①北長右衛門尉, 北新左衛門尉 ②松田五衛門尉, 太田八兵衛

神宮文庫所蔵「天正十九年上郷人付帳」より作成

*注) ①: 北家一族, ②: その他の有姓者・屋号所有者

表3 天保年間(1830~44)における山田十二郷の「家格」

	構 成	軒数
第一等 宮司家	京官, 河邊家	1
第二等 神宮家	正祢宜・権祢宜に補任, 御師 度会姓(宮後・松木・檜垣・久志本・河崎)	19
第三等 三方家	三方年寄, 御師 外宮権祢宜, 度会姓(上部・橋村・春木・福嶋・福井・足代) 内宮権祢宜, 荒木田姓(堤・榎倉・坂) 非職無位(足代・久保倉・岩淵・喜多・龍・山田大路・三日市・益・谷・幸福)	24
第四等 年寄家	年寄, 御師 内宮権祢宜17軒, 外宮権祢宜33軒, 非職無位149軒	199
第五等 平師職	平人の御師, 殿原のうち檀那をもつもの	143
第六等 殿原	御師の檀廻手代・諸職人・商人のうち苗字がある輩 神楽役人, 山伏	—
第七等 中間	諸職人・商人・農作日稼の渡世するものうち苗字がない輩	—

橋村正兌『対問私言』より作成

あった。

もともと羽根姓は、戦国期には北家と同様に同族が多数存在し、近世には本家とみられる白米彦大夫が辻久留の年寄頭をつとめるものの、北家の分家監物が二俣、新左衛門が浦口の年寄頭の地位にあった³⁸⁾ように、その分家が町の要職についたわけではなかった。また、前屋敷を伴った本屋敷を有していたのは白米彦大夫のみであったとみられる。つまり、羽根姓は有姓者であるものの、北家に次ぐ存在にすぎなかった。したがって、二俣・浦口・中嶋といった町単位だけでなく、上之郷の単位においても、北家が最有力者であったことが窺える。すなわち、16世紀末期の時点において、上之郷は北家を中心とした社会構造であったことが指摘できる。

(2) 住人の「家格」

天保年間(1830~1844)成立の『対問私言』によれば、近世の山田には「家格」が存在した³⁹⁾。家格は第一等から第七等まで存在した(表3)。

第一等宮司家。大中臣氏支流河邊家1家。京官。家格が高く檀那は持たない。

第二等神宮家。外宮の正祢宜・ごんのねぎ権祢宜に補任される家(度会姓)。外宮御師をつとめていた。

第三等三方家。自治組織山田三方に役席を有する家。24軒。三方年寄ともいう。全ての家が外宮御師であった。外宮・内宮(荒木田姓)の権祢宜を兼ねる家もあった。

第四等年寄家。各町の年寄をつとめる。ほとんどの家が御師であった。外宮・内宮の権祢宜を兼ねる家もあったが、ほとんどは祭祀組織に入らず位階もない非職無位の家であった。新しい年寄家には、三方・年寄の家来より成り上がる者が多かった。

第五等平師職。三方・年寄の権限を持たず、御師であった家。年寄の支配を受ける。第六等の殿原のうちでも檀那を持つものもいう。

第五等以下の者は、主人請と称する主人の扶持を得る家来身分であった。町家10軒を一組とする十人組に入り、課役を負担した。

第六等殿原。御師の檀那廻りをする手代・諸職人・商人の中で、苗字をもつ者をいう。この中には、御師の家来から独立して平師職となるものもいた。神楽役人・山伏なども入る。

第七等中間。職人・商人・農作・日稼の渡世をする者の中で苗字のない者をいう。

「家格」は、多少の機能の相違はあるとみられるものの、以下の理由から少なくとも16世紀まで遡ると考えられる。宮司は古代から神宮の祭祀体系に位置づけられた職であった。神宮家・三方家・年寄家・平師職は近世の階層区分であるものの、戦国期に山田の都市共同体の内部に存在した階層区分⁴⁰⁾と類似したものであることから、この階層も戦国期まで遡るとみられる。さらに、殿原・中間についても先述した天正19年(1591)の『上之郷人付帳』に記載がみられる。殿原・中間は、戦国期の売券に記載がある、御師に付属する「内衆」に該当すると思われる。「内衆」には百姓だけでなく、麻屋・具足屋といった多様な商工業者が含まれていた⁴¹⁾。殿原・中間の機能については、以下に挙げる寛永19年(1642)の史料によって推察することができる。

[史料2] 山田主従作法之事

一、殿原以下之被官之事、主人ニ扶持を得申ニおゐてハ、其身、同子共之義ハ不及申、身上迄も可為主人之下知次第、縦当時不請扶持、一度扶持得、妻を育候者之末ハ、子々孫々ニ至迄、可任其主之心ニ⁴²⁾

すなわち、殿原以下の家来層は主人に扶持を得ている以上、子々孫々に至るまで主人の下知次第であるべきというものである。この場合、主人とは三方・年寄をつとめるような有力御師を指すものと考えられる。実際、山田では文禄3年(1594)に177軒を数えた御師

が、延宝5年(1677)には400軒と2倍以上に増加している⁴³⁾。つまり、近世初期には「殿原以下之被官」が次第に主人たる御師から独立を始め、それが問題となっていたことが読み取れる。殿原に檀那廻りをする手代が含まれていることから、こうした動きは直接的には手代が御師から独立する動きであったと考えられる。

「被官」は戦国期の史料においても確認できる。次の史料は、天正元年(1573)に伊勢国司北畠家が、三方家に列し外宮権祢宜(度会姓)であった御師福嶋左京亮の跡職を北監物の子鍋二郎に宛行つたものである。

[史料3] 北畠氏奉行人山室房兼・同教兼連署奉書

福嶋跡職一円両御所様^平被進之候、然者北監物子鍋二郎^平被成御扶持候間、可被得其意之由所候也、恐々謹言、

天正元年 房兼(花押)
十月廿二日 教兼(花押)
同名親類御中

[史料4] 北畠具豊判物

福嶋一跡之儀、旁之息子鍋次郎^平一円被成御扶持候、然者同名・被官・寺庵・家来等迄、可為如先々候、此上彼面々、其上御扶持^平被召置候段不可有之候、御領常上者、彼一跡永代不可有相違之由所候也、恐々謹言、

天正元年癸酉霜月十五日 具豊(花押)
北監物殿⁴⁴⁾

元龜4年(1573)5月に福嶋左京亮末尊が北畠具教・具房に殺害された。そこで福嶋親類中はその跡職を北畠氏に進上した。同年(天正元)秋には北監物家が買得、監物の子鍋二郎が相続することに決まったというものである。その際、福嶋家の跡職には「同名・被官・寺庵・家来」が付属していた。つまり、三方家に列する有力御師には「同名・被官・寺庵・家来」がついていたこと、その権利を度会姓ではない北監物が買得したことが注目される。

次に、神宮家と三方家の性格を押さえるために、寛文期における分布をみることにする(図1参照)。神宮家の外宮正祢宜をつとめた松木・檜垣家は、外宮に近い田中中世古、宮後西河原に居住していた。一方、三方家のうち、外宮権祢宜をつとめた橋村・福島姓は、外宮の西にあたる八日市場・上中之郷に屋敷を構えていた。『度会系図』によれば⁴⁵⁾、橋村・福島姓は15世紀中期以降正祢宜の家系から分かれ、16世紀初期にかけて分家を輩出させている。三方家には内宮権祢宜(荒木田姓)もみられ、堤姓は内宮門前の宇治から山田の西部に位置する浦口堤世古に移住したと伝え⁴⁶⁾、坂・榎倉姓は外宮西の八日市場、上中之郷にある。さらに、三方家には度会・荒木田姓でない非職無位の家が存在し、三日市・久保倉姓などその多くは岩淵といった山田の東部に広大な屋敷を構えていた。北家はこの非職無位の家に該当し、外宮から遠く離れた山田の西部に位置していた。つまり、神宮との関係の度合によって屋敷の位置が異なっており、北家の屋敷は山田のなかで最末端に位置づけることができる。

IV. 北家の上之郷への進出

(1) 山田への移住

『藤園雜纂』によれば、北家には由緒に関して次のような記載がある。

北家ハ、元上地村ノ居住ナリ、後ニ中嶋ニ住ス、其移居ノ時、上地村ノ八幡ノ祠ヲモ引ウツシテ京町ニ建テ、又祖神ノ掃守ノ氏神ノ祠ヲモ同社内ニ遷シ建タルナリ、上地ニ居タル時ヨリ川守ノ職ヲツトメ舟渡等スヘテ宮川ノ支配ヲナシタルナリ⁴⁷⁾

すなわち、北家は元々宮川左岸の上地村(現、伊勢市上地町)の出身で、中嶋への移住の際、上地村の八幡社を移転した(図8)。祖神掃守の氏神も八幡社へ移転した。北家は上地在住当時から川守職をつとめていたとい

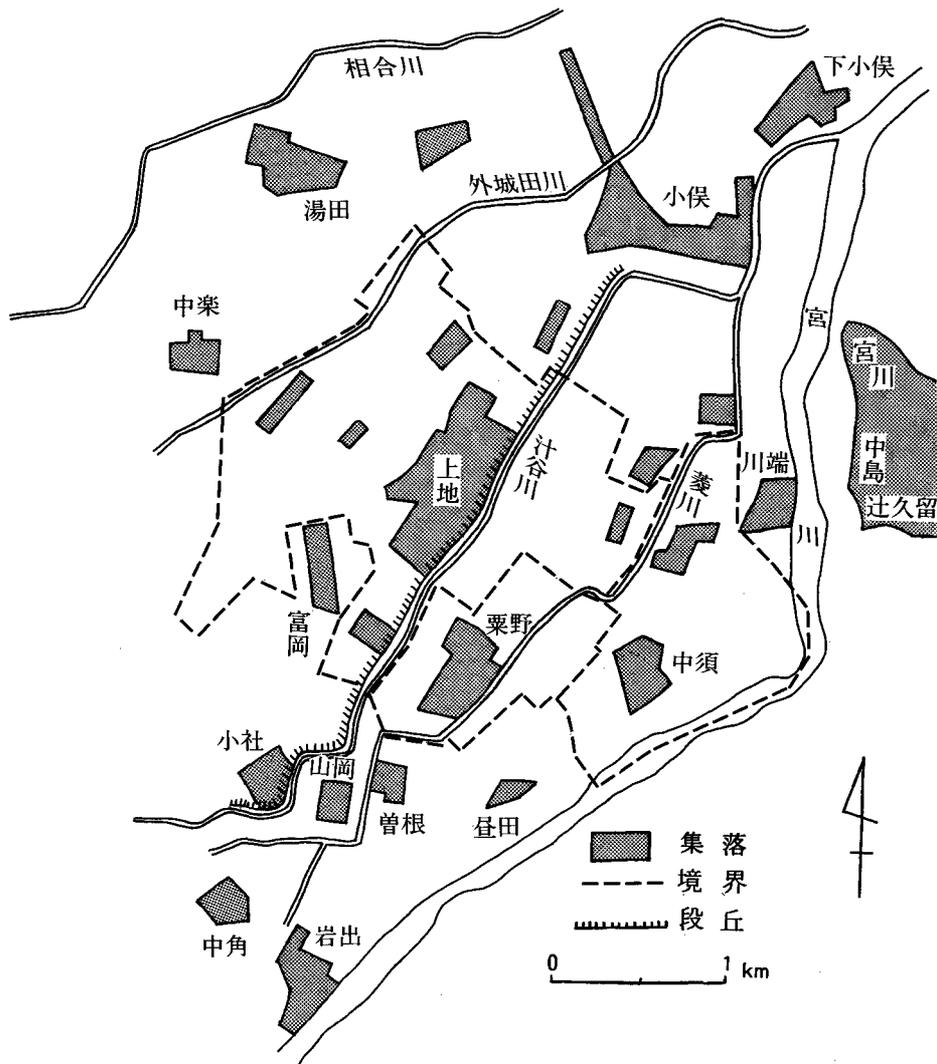


図8 宮川左岸の集落の位置 (1:25,000地形図明野・伊勢及び住宅地図より作成)

うものである。

近世には北家の本家喜多出雲家が掃守社を所有し、支配していた⁴⁸⁾。川守職とは、宮川を支配する役、特に神宮に献上する年魚(鮎)をとる漁人を支配する役のことをいった。実際、喜多出雲の屋敷の南の松原にあった「御神事之所」(図5参照)で、御川神事と称する外宮の儀式が明治6年(1873)まで執り行われていた⁴⁹⁾。この神事は、毎年5月3日外宮の子良・物忌父等が宮川に至り、年魚数百頭を漁人に捕らせて、餐河原と呼ばれる河原で修祓し、外宮の御倉に納めて、5月5日の菖蒲

御饌に奉納されるもので、その初見は鎌倉初期の『神宮雜例集』で確認できる。喜多出雲は大川守であるため、屋敷北側の八幡宮の境内に鎮守を建て、祖神である掃守氏の祖、天忍漁人命を祭っていた。漁人は、近世には宮川沿いの川端・下小侯村などに75家あり、漁役人以外の者が網を下ろすことは許されなかった⁵⁰⁾。つまり、北家は中嶋で川守として御川神事に関わっていた。

掃守氏の存在は、平安～鎌倉期の史料で、上地村を含めた湯田郷において確認される(図8参照)。応徳元年(1084)に掃守某が湯田郷

粟野村の畠地を売却し、弘安5年(1282)には掃守市若丸が湯田郷宇羽西村字上野畠にある名畠を譲渡している⁵¹⁾。粟野村は上地村の南に位置し、宇羽西村は上地村を含めた湯田郷の古称であった。湯田郷に関する売券類には、領主として大中臣氏(宮司)・荒木田氏(内宮祢宜)・度会氏(外宮祢宜)が記載されている。一方、掃守氏は名主とあること、譲渡された畠地が名畠であったことから、掃守氏は13世紀には湯田郷にいた名主であったと考えられる。

近世以前には、宮川の分流が上地村の東を流れていた可能性がある。『毎事問』によれば、喜多家と御川神事との関わり⁵²⁾の記載の中に「此時ノ大川筋ハ今ノ上地村ノ東南ヲ輾リテ流レタリ」⁵²⁾と、北家が上地村に在住していた時代には、宮川の川筋が上地村の東南を流れていたとある。この伝承は、地形や地名によって裏づけることができる。手がかりとなるのは、中世における郷や荘の範囲である(図8参照)。宮川左岸の村のうち、上地・粟野・湯田村などは湯田郷と呼ばれ、集落は主に外城田川流域の台地上に展開していた。上地では汁谷川の西に段丘が形成されている。一方、上地の東に位置する中須は、中世には法楽寺領中須庄で、その名称からかつては宮川の中洲に立地していたと考えられる。宮川の自然堤防上に位置する川端は中須の枝郷であり、近世に宮川の渡河集落として発達した。上地と中須との境界には、菱川が流れている。宮川右岸に位置する中嶋では、集落の南にあった小太郎ヶ池がかつての宮川の分流の一つで、山田を流れる豊川などの源流となっていた(図2参照)。したがって、中嶋も宮川の分流に挟まれた集落であるとみられる⁵³⁾。つまり、かつて宮川の流路は山田の周辺で乱流しており、菱川・汁谷川もそうした河川の一つであったと考えられる。

こうしてみると、中世には掃守氏が上地に居住し、川守の伝承を伝える北家が戦国期に

中嶋に移住し、一方では川守として御川神事に携わり、他方では、道者売券の存在から、御師として活動していたことが想定できる。こうした山田の周辺部からの移住者の存在は、山田では北家に限ったことではなかった。先に触れた羽根姓が久具村(現、度会郡度会町)の出身と伝えるように、外宮別宮高宮・風宮の仮殿遷宮の費用を寄進した高向姓は高向村(現、度会郡御菌村高向)の出身、綿座を有していた綿屋は蚊野姓と称し蚊野村(現、度会郡玉城町蚊野)の出身、米座を有していた松室姓は馬瀬村(現、伊勢市馬瀬町)の出身と伝えている⁵⁴⁾。こうした移住者の多くは山田周辺の前居住地の地名を名乗り、御師として活動していた。つまり、北家にみられるように、戦国期には神宮の祭祀組織(度会・荒木田姓)に編成されない、山田の周辺地域の有力者が、山田に移住し御師として活動を始める動きがあったことが指摘できる。

(2) 分家の輩出過程

北家は本家出雲家の在所中嶋から二俣・浦口へ分家を出していく。移住の時期は特定できないが、16世紀後期の時点では、分家に監物(二俣)・新左衛門(浦口)・淡路(二俣)の3家が存在した(図6参照)。

管見の限りでは、上之郷所在の屋敷に関する売券の初見は、明応5年(1496)の村山之後室・代継竹千代屋敷売券(来田234)である。在所の的場之南世古は、辻久留町の世古⁵⁵⁾であったとみられる。四至の記載をみると、明応5年の売券では世古にもかかわらず、いずれも屋敷となっている。街路の特定できる永正17年(1520)の油屋四郎五郎屋敷売券写⁵⁶⁾をみると、「在所 浦口南ハタ、四至限東ハ藤祐屋敷ヲ、限南地類ヲ、限西ハ地類ノ屋敷ヲ、限北大道ヲ」とあり、その在所は浦口町の大道に面した南側の屋敷で、東西とも屋敷であった⁵⁷⁾。明応5年売券の買主は二俣米屋、永正17年の売券の売主が油屋とあることから、大道

に沿った街路には、町場の消費を支える商品を屋号とする商人が展開していたことが分かる。つまり、北家移住の前にすでに町場としての景観が形成されていたことが想定できる。

先述した天文7年(1538)の堤長松盛辰屋敷売券(来田251)によれば(図4参照)、西側の前屋敷は「ふきや屋敷」であった。ふきやとは吹屋、すなわち金属の精錬業者であったとみられる。山田では「奴原が替銭の際に人方よりは好き銭を選び取り、出すときには過分の悪銭を払う」⁶⁰⁾ことが問題となっていた。また、神宮への貢納物が銭または為替で扱われたり、道者の参詣費用も為替で扱われることがあった⁶¹⁾。実際、御師として活動していた窪倉(久保倉)家や榎倉家が高利貸業者としての側面を有していたことはすでに指摘されている⁶⁰⁾。また、山田中世古の五文字屋は「昔百文ニ五文ヅノ利足ニテ質ヲ取りテ金ヲ貸シタル故ノ号ナリト云フ」という由緒をもち、戦国期には御師として活動し、紙座を有していた⁶¹⁾。つまり、御師の前屋敷に吹屋が存在したことは、道者との為替・銭のやり取り、ひいては御師の広範な経済活動を背景にしたものであったと考えられる。

他にも、天文10年(1541)の屋敷売券(来田256)の売主に「二俣イヲ(魚)屋」、慶長5年(1600)の屋敷売券の売主(来田405)に「二俣千貫屋」がみられる。このうち、千貫屋は曆屋で、来田家の被官であったと伝えられている⁶²⁾。魚は御師が檀那に伊勢参詣の際に振舞ったもの、曆は檀那廻りの際の重要な土産であった。いずれも御師の活動と関係する商売であった。つまり、北監物が買得した屋敷には御師の活動と関連するとみられる商人・職人が存在していたことが想定できる。

屋敷の売主については、他にも特徴がみられる。明応5年(1496)売券の売主には村山姓、四至に「掃部殿屋敷」、「亀石大夫殿屋敷」が記載されている。村山は榎倉の別家⁶³⁾、掃部は榎倉の別称⁶⁴⁾、亀石大夫は榎倉亀石大夫⁶⁵⁾で

あり、彼らはいずれも榎倉姓であった。永正15年(1518)榎蔵武棟屋敷売券⁶⁶⁾には、浦口の屋敷の四至として「限東堤殿内并榎木蔵大後室」とあり、堤姓の内衆の屋敷もみられた。堤姓は元々内宮門前の宇治郷中村に居住していたが、応永6年(1399)に山田浦口の堤世古に移住し、天文4年(1535)に宮後に移住したとする。姓が堤であるのは、かつて堤世古に居住していたことによる⁶⁷⁾。榎倉姓・堤姓は内宮権祢宜であったものの、外宮御師で山田三方に列した家であった。

堤姓では売券記載の人名として、堤長松盛辰・堤藤七郎盛秀・堤勘十郎盛直・堤長熊大夫盛康などがみられ、いずれの名前にも「盛」があることから、彼らは堤姓の「同名中」であったと考えられる。先に挙げた天文7年(1538)の堤長松盛辰屋敷売券(来田251)によれば(図4参照)、堤長松が北監物に売却した屋敷は前屋敷であった。したがって、この屋敷に接する本屋敷には、かつては堤姓の本家が居住していたことが想定される。こうした事例は榎倉姓においても確認できる。天文7年(1538)の榎倉新九郎武宗屋敷売券(来田253)によれば、四至の記載から浦口の大道に接する北側の前屋敷が売却されたとみられ、名前に「武」を付けていた。

康永3年(1344)の『法楽寺文書紛失記』によれば、「畠一段沼木郷上川原字浦口」、「畠地三百廿歩田六十歩 在沼木郷二俣村」とあり⁶⁸⁾、浦口・二俣付近は14世紀中期には村落の景観であったことが指摘できる。しかも、内宮権祢宜である堤姓では、15世紀中期に堤長福大夫盛光が外宮門前にあたる沼木郷の道後政所代官として設定され、榎倉姓は、文安元年(1444)に山田の北にあたる高向郷代官として「山田榎木蔵大夫殿」とみられることから⁶⁹⁾、遅くとも15世紀中期には山田での存在が確認できる。つまり、上之郷における「御師町」の形成は、15世紀以降、堤・榎倉といった内宮権祢宜層によって担われた可能性があ

る。

以上のように、上之郷では前屋敷を伴った御師屋敷の存在が、少なくとも北家移住前の15世紀末期～16世紀初期にまで遡ることが判明した。本屋敷には内宮権祢宜であったものの、外宮御師で山田三方に列していた榎倉姓・堤姓が居住していたことを想定した。また彼らが移住する前には、上之郷は村落景観であったことなどから、内宮権祢宜層が町を形成したとみられる。一方、前屋敷には御師の同名中、内衆、商人、職人などが居住していた。商人・職人の中には御師の活動と関連するものも存在した。前屋敷はすでに本屋敷から分筆され、別個に売却されていることから、本屋敷から独立した性格を有していたとみられる。つまり、16世紀における上之郷への北家分家の輩出は、榎倉姓・堤姓などから屋敷を購入する動きであり、周辺部出身の新興の御師層が、神宮の権祢宜・御師層といった有力者の中に入り込む動きであったともいえる。

V. おわりに

本稿では、戦国期における伊勢神宮外宮門前町山田の「御師町」としての形態的特徴を提示し、その性格と形成過程について、西部に位置する上之郷を事例として検討した。結果は以下の通りである。

1. 山田三方を構成し、御師として活動する三方家や年寄家の屋敷地割をみると、戦国期の山田においても前屋敷が存在していたことが分かった。前屋敷にはその分家や「内衆」が居住していた。本屋敷は1,000～2,000坪といった広大な面積であったのに対し、前屋敷の面積はわずか50坪余であった。本屋敷の面積が広いのは、道者を宿泊させるという御師の旅籠屋としての性格に伴うものであったとみられる。また、北家が居住した中嶋町を事例に町割を検討した結果、前屋敷や向屋敷は本屋敷との関係を前提としたもので、本屋敷から分筆されたものであることを想定した。

2. こうした山田の形態的特徴と住人構成との関係を見ると、16世紀末期における中嶋・浦口・二俣を含めた上之郷の住人構成は、御師として活動し、近世に三方家となる北家を中心とした構造となっていた。天保期に山田にみられた「家格」は少なくとも16世紀まで遡ることができ、特に殿原・中間衆は三方家や年寄家といった御師に付属する家で、檀那廻りをする手代をはじめ、商人、百姓などを含んでいた。また、北出雲家は近世に三方家となるものの、外宮の祭祀組織（度会姓）とは関係のない非職無位の家で、山田の有力者のなかでは比較的新しい存在であった。

3. 前屋敷を伴った形態が形成される過程を、上之郷において中心的存在であった北家の出自や活動を通して検討したところ、北家は宮川左岸の上地村の出身と伝え、宮川の鮎をとる漁人を支配する網人であった。こうした周辺部からの移住者は山田では共通してみられ、移住後に御師として活動していくことが分かった。さらに、上之郷では少なくとも北家移住前の15世紀末期～16世紀初期の時点で、すでに前屋敷を伴った御師屋敷が存在していた。本屋敷には内宮権祢宜であったものの、山田三方に列していた堤・榎倉家が居住していた。一方、前屋敷にはその同族や「内衆」をはじめ、御師の活動と関係する商業が展開していた。堤・榎倉家自身も15世紀中期までに山田での存在が確認できることから、三方家に列するような有力者によって、前屋敷を伴った町が形成された可能性があることを指摘した。

16世紀を通じた北家の上之郷における展開過程は、分家を輩出させる過程であった。これは、分家がそれぞれ御師として活動していたことから、御師としての活動を拡大する過程であったといえる。16世紀末期における中嶋町の町割は、本家の屋敷から分家が次第に前や向かい側に展開していく過程を端的に示している。その一方で、前屋敷には御師の活

動と関連する商業も展開し、北家はこうした前屋敷を積極的に購入していった。北家の一連の動きは、町の内部では、周辺部出身者が山田の有力者の中へと侵食していくことを示していた。鳥居前に居住する住人からの道者の買得⁷⁰⁾や、外宮権祢宜である福嶋家跡職の買得はこのことを端的に示している。また、町の外部では、御師による活発な教線拡大を背景にしたものであった。実際、道者売券によれば、北家所有の道者は主に神宮領の展開しない畿内や西国に分布していた⁷¹⁾。つまり、前屋敷を伴った「御師町」の景観形成は、15世紀末期～16世紀の山田上之郷では御師の活動と密接に関連していたと考えられる。こうした形態は、同時期に富士浅間神社の門前町である上吉田・河口でも確認されていること⁷²⁾から、「御師町」に共通の形態であった可能性がある。

しかしながら、残された課題は多い。その中でも重要な点は山田全体における空間構造についてであるが、本稿では資料上の制約から触れることができなかった。具体的には、今回は上之郷における前屋敷の性格について明らかにしたが、前屋敷は山田全体でみられることから、今後は上之郷以外の地域における前屋敷の性格を検討することが課題として挙げられる。その検討にあたっては、本稿で扱った御師屋敷の構造だけでなく、市庭に代表される商業機能について留意する必要がある。15世紀中期において山田三方が須原方・坂方・岩淵方から構成され、いずれの地にも市庭が付属しているという指摘が重要である⁷³⁾。加えて、座入の権利自体を山田三方が有していたことも注目される。御師の由緒をみても、三方家のうち、非職無位の家にあたる三日市や久保倉姓は市場や倉庫に伴う名称であり、しかも勢田川沿いに屋敷地を構えていた。つまり、こうした商業機能が相対的に衰退し、「御師町」へと変容していく過程を明らかにすることが重要な課題であると思われる。

さらに、本稿では周辺部出身の北家に注目したが、神宮の祭祀体系に属していた正祢宜・権祢宜の存在や、近世には300以上も数えた寺院の存在についても、中世における山田の性格を検討する上で目を配る必要がある。また、本稿では、近世史料から戦国期に町の景観や社会構造の原初形態が形成されたと考えたが、今後は近世においてその構造が一貫して持続したのか、あるいは変化したのかについても考察していく必要があるだろう。こうした点は今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿の作成にあたって、筑波大学歴史・人類学系歴史地理学研究室の先生方に終始ご指導頂きました。元筑波大学歴史・人類学系教授の田中圭一先生、田沼 睦先生には有意義なご助言を頂きました。歴史地理学編集委員会からも適切なお指導を頂きました。欧文要旨の校閲は、筑波大学地球科学系の村山祐司先生にお願いしました。神宮文庫、京都大学文学部博物館、東京大学史料編纂所、伊勢市立図書館、三重県総務部学事文書課県史編さん室では貴重な史料を閲覧させて頂きました。目白大学教授の西垣晴次先生には、史料の閲覧に便宜をはかって頂きました。現地調査の際には、来田尚親氏、古川真澄氏をはじめ、伊勢市の多くの方々にお世話になりました。以上記してお礼申し上げます。

なお、本稿の骨子は、1998年度日本地理学会春季学術大会において発表した。

(筑波大学・院)

〔注〕

- 1) ①豊田 武『豊田武著作集 第2巻』、吉川弘文館、1982。②豊田 武『豊田武著作集 第4巻』、吉川弘文館、1983。③原田伴彦『原田伴彦論集 第1巻』、思文閣出版、1984。④原田伴彦『原田伴彦論集 第2巻』、思文閣出版、1985。⑤網野善彦『中世都市論』(岩波講座『日本歴史 7 中世3』、岩波書店、1976)、253～303頁。⑥網野善彦『無縁・公界・楽一日本の中世の自由と平和一』、平凡社、1978。
- 2) ①高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅰ 空間』、東京大学出版会、1989。②仁木 宏「城下町と自治都市一空間・景観をめぐって一」、国

- 史学143, 1990, 126~132頁。
- 3) 伊藤裕久「戦国期上吉田の町割・屋敷地割とその変容」(五味文彦・吉田伸之編『都市と商人・芸能民—中世から近世へ—』, 山川出版社, 1993), 166~203頁。
 - 4) 原田著書, 前掲1) ③, 46頁。
 - 5) ①藤本利治「門前町の形成と社寺の機能—伊勢国山田の場合」, 歴史地理学紀要10, 1968, 23~39頁。②藤本利治『門前町』, 古今書院, 1970。③藤本利治『近世都市の地域構造』, 古今書院, 1976。④藤本利治『歴史時代の集落と交通路—三重県について—』, 地人書房, 1989。
 - 6) ①萩原龍夫「伊勢信仰の発展と祭祀組織」, 『中世祭祀組織の研究』, 吉川弘文館, 1962, 465~610頁。②新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』, 塙書房, 1982。③西山 克『道者と地下人—中世末期の伊勢』, 吉川弘文館, 1987。
 - 7) 藤本著書, 前掲5) ③, 334頁。前掲5) ④, 68~69頁。
 - 8) ①萩原龍夫「古代・中世における伊勢信仰研究史の回顧と展望」, 同編『民衆宗教史叢書 第一巻 伊勢信仰 I 古代・中世』, 雄山閣出版, 1985, 323~330頁。②拙稿「戦国期における伊勢信仰の浸透とその背景—越後国蒲原郡出雲田荘を事例として—」, 地理学評論70-8, 1997, 491~511頁。
 - 9) ①西山著書, 前掲6) ③。②西山 克『京都大学文学部博物館の古文書 第7輯 伊勢御師と来田文書』, 思文閣出版, 1990。
 - 10) 本稿では, 山田三方が成立する15世紀中期から, 慶長8年(1603)までを戦国期として考察を行なう。慶長8年に三方24名が檀那の権利に関して, 徳川家康に従来通りの安堵を求めて連判状を作成した。この24名が近世の山田三方の構成員となっているためである。①神宮文庫所蔵『三方会合記録四』。②西山著書, 前掲6) ③, 93~94頁。
 - 11) このことは戦国期の遷宮記録, 特に山田の住人が奉仕する御木曳の神事から推察することができる。『天正年中記録』には「上之郷」, 「中嶋郷」と別々に記載がみられるものの(『大日本史料』11-21), 『永祿記』によれば, 弘治3年(1557)6月26日に「同廿六日, 二俣・中嶋衆同(木引)十四」(『神宮遷宮記 巻四』所収), 『作家永祿遷宮之記』によれば, 永祿6年(1563)7月22日に「七月廿二日浦口・二俣・中嶋御宮地普請也, 白石参也」(『宇治山田市史資料 神宮篇』所収), 『天正年中記録』には, 天正12年(1584)7月10日に「上之郷御材木三本引, 上之郷申候, 中嶋も入申候也」(『大日本史料』11-6)とあるように, 上之郷が奉仕する際に, 中嶋衆も同時に奉仕していることが読み取れる。つまり, 中嶋は「郷」としての独立性が薄れ, 上之郷に包摂されつつあったものと考えられる。
 - 12) 西山著書, 前掲6) ③, 190頁。
 - 13) 北家のうち, 分家監物家系統は慶長期に来田へと, 本家出雲家系統は延宝4年(1676)に喜多へとそれぞれ改姓している(神宮文庫所蔵『掃守氏北家系図』, 第1門11022号, 以下1-11022と記す)。したがって, 本稿においても, 戦国期には「北」, 改姓後は「来田」または「喜多」と表記することとする。
 - 14) 本稿では, 伊藤論文(前掲3)にならい, 町割とは街路網を含んだ町全体の地割を, 屋敷地割とは1軒ごとの屋敷の地割を指すこととする。
 - 15) 神宮文庫での調査による。神宮文庫編『神宮文庫図書目録』, 同編『神宮文庫増加図書目録(一)~(五)』, 徴古館農業館編『神都沿革史料目録(一)~(二)』によれば, 最古の絵図は寛永20年(1643)の『寛永二十年内外宮領図乾坤』(神宮文庫所蔵)であるが, 『山田惣絵図』にみられるような御師の屋敷地割は描かれず, 絵図にみる景観も『山田惣絵図』とさほど相違がないため, 本稿では『山田惣絵図』を使用した。
 - 16) 伊勢古地図研究会編『山田惣絵図』, 伊勢文化会議所, 1984。
 - 17) 皇學館大學史料編纂所編『神宮御師資料外宮篇四』, 皇學館大學出版部, 1986, 7頁。
 - 18) 神宮文庫所蔵『輯古帖』七, 永祿9年(1566)9月2日慶徳半衛門家利屋敷売券写。
 - 19) 文祿5年(1596)8月吉日慶徳主馬允広正屋敷売券。鎌原 恒他編「中央大学図書館所蔵古文書(中近世文書の二)」, 中央史学20, 1997, 163頁。
 - 20) 神宮文庫所蔵『宇治山田関係古図』(8-1701)所収。
 - 21) 『中嶋之図』と似た構図の絵図が『中嶋軍記』(神宮文庫所蔵5-3075)に収録されている。『中嶋軍記』は北出雲重親の子, 孫大夫栄親が寛文6年(1666)に記録したものである。慶長5年

- (1600)の関ヶ原の合戦の際に、北出雲は石田三成方についたため、徳川家康方の稲葉藏人に攻められた。この合戦は中嶋合戦といわれ、北出雲とその一族は合戦に負けたため、慶長8年(1603)に北出雲が中嶋に帰参を許されるまで關所となった。中嶋合戦を通じた北出雲一族の盛衰を記すために作成されたのが『中嶋軍記』であった。中嶋合戦の際榮親は24歳で、軍記の完成した寛文6年に亡くなっている。したがって、文章表現について多少の誇張があったとしても、一族の名前やその在所といった記載は信憑性が高いものと考えられる。以上のことから、『中嶋之図』が慶長5年(1600)以前の景観を描いている可能性があると考ええる。
- 22) 神宮文庫所蔵。西垣晴次編『神境合戦類聚追補(三)』, 群馬大学教育学部紀要人文社会科学篇31, 1981, 141~145頁。なお、「杉原」については不明である。
- 23) 『中嶋町領小河町古図』(神宮文庫所蔵、『宇治山田関係古図』所収)によれば、出雲家の「内衆」が多数描かれていることから、北家は本家・分家に限らず、「内衆」を有していたと考えられる。
- 24) 例えば、天正10年(1582)12月吉日仲嶋とうてい三郎五郎田地売券(来田354)、『大日本史料』11-3, 339頁所収など。
- 25) 福島家古文書, 天正元年(1573)9月22日山室房兼・同教兼連署奉行人奉書(『大日本史料』10-18, 147~148頁)によれば、外宮御師福島家には、同名中とともに「寺庵・被官・百姓・家来等」が付いていたことが記されている。
- 26) 前掲13)、『掃守氏北家系図』。
- 27) ①神宮文庫所蔵、『輯古帖』12。②『杉の落葉』(原田伴彦編『日本都市生活史料集成九 門前町篇』, 学習研究社, 1977), 531頁。
- 28) 「本屋敷」とは史料に記載がない名称であるが、本稿においては、伊藤論文(前掲3), 199頁)にならい、前屋敷に対して御師の本宅が設けられた敷地を指すこととする。
- 29) ①永正13年(1516)10月16日淡路屋大世古兵衛道者売券(来田227)。②天文6年(1537)3月25日左奈高坂上分・宿職売券(来田279)。
- 30) 神宮文庫所蔵(1-11018)。家付帳には、家数の合計では、中嶋が記されている。したがって、家付帳の原本では、中嶋も記載があったと考えられる。
- 31) 史料の作成目的は不明である。ただ、「火たかす」(焚かず)とあることから、炉をもとにした炉役があり、その炉役負担者のリストであったことが想定される。
- 32) 『藤園雜纂』, 伊勢市立図書館所蔵『宇治山田市史資料99』家格編11(山田旧家7)所収。
- 33) 恵良 宏「中世の御師の活動」(皇學館大學編『伊勢国の歴史』, 皇學館大學出版部, 1985), 111~170頁。
- 34) 『外宮近年之年中行事同引付』, 神宮司庁編『大神宮叢書 神宮年中行事大成後篇(復刊)』, 臨川書店, 1971, 256頁。
- 35) 神宮文庫所蔵『文禄三年師職帳』(1-11407)。
- 36) 神宮文庫所蔵、『徴古文府』三所収, 天文6年(1537)11月26日上地左馬助貞広奇進状写。
- 37) 『藤園雜纂』及び『昔物語』, 前掲32)所収。
- 38) 西山著書, 前掲6)③, 59頁。
- 39) 神宮司庁編『大神宮叢書 神宮隨筆大成後篇(復刊)』, 臨川書店, 1971, 713~802頁。
- 40) 西山は中世末期の山田御師を次の4階層に区分している。(A)神宮家: 神宮の正員祿職を世襲した家系。(B)都市地下人層: <a>都市共同体の中核部に位置し, 三方家に発展, 都市共同体の中核部からは排除, 都市を構成する街区の年寄家に発展, <c>都市・街区いずれの共同体の中核部からも排除。西山著書, 前掲6)③, 170~171頁による。
- 41) 西山著書, 前掲6)③, 101~103頁。
- 42) 笠松宏至・佐藤進一・百瀬今朝雄編『日本思想大系22 中世政治社会思想下』, 岩波書店, 1981, 237~238頁。
- 43) 宇治山田市役所編『宇治山田市史 上巻』, 宇治山田市役所, 1929, 383頁。
- 44) 福島家古文書, 『大日本史料』10-18, 147~150頁。この一連の動きは西山著書, 前掲9)②, 20~21頁参照。
- 45) 『考訂度会系図』(神宮古典籍影印叢刊編集委員会編『神宮古典籍影印叢刊5-1 神宮祿職系譜』, 八木書店, 1985)。
- 46) 「堤家系図」, 伊勢市立図書館所蔵『宇治山田市史資料96』家格篇8(山田旧家4)所収。
- 47) 伊勢市立図書館所蔵『宇治山田市史資料95』家格篇5(山田旧家1)所収。
- 48) 神宮文庫所蔵『山田領町方寺社絵図』(1-7848)に「川守社支配人喜多出雲」とある。
- 49) 『毎事問』(神宮司庁編『大神宮叢書 神宮隨

- 筆大成前篇(復刊)],臨川書店,1970),151~152頁。
- 50) ①『小祠拾』(神道大系編纂会編『神道大系神社編14』,精興社,1979),468~469頁。②宇治山田市役所編『宇治山田市史下巻』,宇治山田市,1929,1430頁。③前掲49)。④『豊受皇太神宮年中行事今式』(神宮司序編『大神宮叢書 神宮年中行事大成後篇(復刊)』,臨川書店,1971),317~319頁。
- 51) ①光明寺古文書,応徳元年(1084)掃守某畠地売券写(『平安遺文』4-1207号文書)。②光明寺古文書,弘安5年(1282)掃守市若丸名畠讓状写(『鎌倉遺文』20-15520号文書)。
- 52) 『毎事問』,前掲49),151頁。
- 53) 山田が宮川の氾濫原に位置していること,上地には,先祖が宮川の漁人であったと伝承のある家が存在し,しかも明治期の神社合祀以前には,氏神魚森神社を祭っていたことなどもその傍証となる。①山川和夫『城田地区郷土誌I 城田地区の概史』,郷土城田を語る会,1983。②山川和夫『城田地区郷土誌II 城田地区の神社・寺院』,郷土城田を語る会,1983。
- 54) 『杉の落葉』,前掲27) ②。
- 55) 『宇治山田市史』によれば,辻久留町の項で「辻は通路の分岐による俗称で,本名は久留の場と唱へ」とあることによる(『宇治山田市史 上巻』,前掲43),715頁)。世古とは,宇治山田では東西に走る大道(参宮街道)に対して南北に垂直に走る街路のことをいう。『毎事問』,前掲49),351頁。
- 56) 神宮文庫所蔵,御巫家退蔵文庫旧蔵古文書沽券等影写(5-3076),161号文書。
- 57) ただ,屋敷が並んでいたのは,大道・世古沿いであつたらしく,屋敷の裏には,畠・茶園が展開していた(『輯古帖』三,永正15年榎蔵武棟屋敷売券写)。
- 58) 西蓮寺文書,明応2年(1493)8月真盛上人書状。豊田著書,前掲1) ①,284~285頁。
- 59) ①神宮文庫所蔵『沽券輯録』(5-3132),年不詳某年貢覚写。国崎神戸の年貢が永楽銭で山田岡本の麴屋を通じて弁済されている。原文書は現在三重県津市坂口茂氏所蔵である。西山著書,前掲6) ③,46~47頁。②大永3年(1523)両宮諸別宮并諸末社要脚請取覚,阿部愿「替銭替米ニ就キテ」,史学雑誌13-10,1902,1052~1053頁。③豊田著書,前掲1) ①,281,293~294,297~298頁。
- 60) 豊田著書,前掲1) ①,378~379頁。
- 61) ①度会清在『茶物語』,前掲43),576~577頁。②神宮文庫所蔵,五文字屋道者屋敷座沽券,延徳2年(1490)10月28日小物屋かけ口左衛門道者売券に,買主として「田中中世古五文字屋彦五郎」の記載がある。③神宮文庫所蔵,五文字屋道者屋敷座沽券,天文21年(1552)3月吉日山田三方黒印状によれば,「中世古五文字屋源六」が500文を納入して紙座に入っている。
- 62) 前掲32) に同じ。
- 63) 『内宮権祿宜家筋書』(太田亮編『姓氏家系大辞典 第三巻』,系譜学会,1938),6050頁。
- 64) 永禄8年(1565)2月5日掃部武忠山地売券(来田317),西山著書,前掲9) ②,21頁。
- 65) 『氏経卿引付』七,文明2年(1470)榎倉亀石大夫武吉請文,永禄10年(1567)榎倉亀石大夫武忠道者売券(来田334)などによる。
- 66) 神宮文庫所蔵,『輯古帖』三。
- 67) 前掲46) に同じ。
- 68) 京都市田中忠三郎氏所蔵文書。ただし,東京大学史料編纂所所蔵影写本を使用。
- 69) ①萩原著書,前掲6) ①,557~559頁。②西山 克「伊勢神三郡政所と検断(下)一鎌倉~室町期一」,日本史研究183,1977,33~52頁。
- 70) 拙稿,前掲8) ②,493~494頁。
- 71) 拙稿,前掲8) ②,494頁。
- 72) ①浅香幸雄「富士北口の上吉田・河口の御師町の形態とその構造—信仰登山集落の形成—」,東京教育大学地理学研究报告VII,1963,55~82頁。②伊藤論文,前掲3)。
- 73) 西山著書,前掲6) ③,42~50頁。

Formation Process of a Religious Town Yamada, around Geku of Ise Shrine
in the Sengoku Period: The case of Kami-no-go area

Rikinobu FUNASUGI

This paper attempts to clarify the formation process of a religious town, Yamada around Geku of Ise Shrine in the Sengoku period. The Ise Shrine, which consisted of Naiku and Geku, has been visited by many pilgrims from all over Japan since the Sengoku period. Yamada had been built up as a religious town during the end of the 15th century or the early 16th century, when the self-governing community of Yamada was established by *Onshi* (the exorcist of Ise Shrine) who lived in front of Ise Shrine. In this study, Kami-no-go area in the west of Yamada is examined. Kami-no-go had been one of 12 areas within Yamada, being consisted of four districts, i.e., Nakajima, Tsuji-kuru, Futamata and Uraguchi. Kami-no-go was built up as a religious town newly in the Sengoku period. An attempt is made in this paper to investigate the following:

- 1) to reconstruct urban landscape of Yamada during the Sengoku period by using a city map in the Edo period and transfer contracts of the estate during the Sengoku period;
- 2) to examine the relationships between urban landscape and social structure of residents by means of the census register in the end of the 16th century;
- 3) to make clear the formation process of religious settlements in Kami-no-go.

The results are summarized as follows:

- 1) The distinctive feature was the small estate arrangement (*mae-yashiki*) in front of *Onshi*'s mansion during the 16th century. It was the branch families and retainers of *Onshi* that lived in the small estates. On the other hand, the mansion of *Onshi* had huge space for inn. In Nakajima district where *Geku Onshi* Kita family lived, Kita Izumo of his head family divided his land into the small estate arrangements in the 16th century.
- 2) The leader of Kami-no-go was the *Geku Onshi* Kita family, according to the census register in the end of the 16th century. The retainers of *Onshi* contained merchants, peasants and assistants who visited their worshipers in each hinterland. Though Kita Izumo of head family had been one of 24 persons who represented the self-governing community of Yamada during the Edo period, he had no connection with the religious system of *Geku* which was consisted of Watarai family.
- 3) Kita Izumo came from Ueji village near Yamada in the early 16th century. Not only he acted as *Onshi*, but also controlled fishermen, who caught *ayu* for *Geku* in Miya river. Before he moved into Kami-no-go, the landscape of city had been already created. The assistant Shinto priests of *Naiku*, that is representatives of the self-governing community in Yamada, such as Tsutsumi and Enokigura family, had created landscape of city. Their branch families, retainers and merchants lived in the small estates in front of the *Onshi*'s mansion.

In conclusion, the urban landscape of Yamada in the Sengoku period was characteristi-

cally reflected on the small estate arrangement in front of the *Onshi's* mansion. Many *Onshi*-related occupations were dominantly distributed in the estate. The formation of estate was influenced by the infiltration of Ise Shrine worship into all over Japan in the Sengoku period. Therefore the landscape including small estate arrangement was prominent of religious towns in the end of medieval age.